

大阪府環境保全活動補助金事業について（案）

1. 民間団体等が活動する上での課題となっている資金面の問題について、スタートアップの補助を目的として補助金事業を行ってきたが、事業開始から15年が経過し、新規の団体からの申請件数が少なくなる一方で、前年度申請を行った団体が事業内容を発展させた上で、翌年度も継続して申請している例が見受けられる。

当事業の趣旨が、「民間団体の豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を奨励するため、先進的で他の模範となる環境保全活動に対し補助する」ものであることから、申請団体・申請事業の有する新規性・先進性を評価の基本とするが、あわせて申請事業の発展性等の内容をより重視した補助制度として運用するため、下記のとおり変更する。

① 補助期間（第4条）

交付要綱 改正前	改正後
同一の団体に対する補助は、3年間もしくは3回を限度とする	削除

今後は民間団体によるより充実した活動も支援していくため、これまで補助を行った団体であっても環境保全・創造に寄与する新規の活動には補助を行う。

② 補助対象事業等（第3条）

交付要綱 改正前	改正後
補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助額は、表のとおりとする。ただし、次に該当する事業は対象としない。 ①～③ 略 ④過去3年間において本補助事業に採択された後、中止、または廃止した事業と同様の事業	補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助額は、表のとおりとする。ただし、次に該当する事業は対象としない。 ①～③ 略 ④過去3年間において本補助事業に採択された後、中止、または廃止した事業と同様の事業 ⑤過去において本補助事業で通算3回採択された事業
対象事業：「低炭素・省エネルギー社会の構築」、「資源循環型社会の構築」、「全てのいのちが共生する社会の構築」または「健康で安心して暮らせる社会の構築」に資すると認められ、「魅力と活力ある快適な地域づくりの推進」につながる次に掲げる活動 ① 実践活動 ② 教育啓発活動 ③ 調査研究活動	対象事業：「低炭素・省エネルギー社会の構築」、「資源循環型社会の構築」、「全てのいのちが共生する社会の構築」または「健康で安心して暮らせる社会の構築」に資すると認められ、「魅力と活力ある快適な地域づくりの推進」につながり、 <u>成果が広く府民に還元される</u> 次に掲げる活動 ① 実践活動 ② 教育啓発活動 ③ 調査研究活動

補助団体の同一の事業については、過去の実施事業の発展性や効果を勘案するようになってきたところであるが、上記①の制限の廃止により、より多くの団体からの申請件数が見込まれるとともに、同一の団体の同一の事業に続けて補助金を出すことは当事業の趣旨と異なるため、既採択事業については、従来の3回までとする。

また、補助対象事業に「広く府民に成果が還元される」を付記することで、広域行政としての大阪府の役割を明確にする。

2. 補助金交付の申請における補助対象事業の経費の内訳を明確にするため、収支予算書（様式第3号）を下記のとおり変更する。

(様式第3号)

収 支 予 算 書

	区 分	金 額 (円)	内 訳	
収 入	自己資金			
	事業実施に伴う 特定の収入			
	大阪府補助金		環境保全活動補助金	
	合 計			
支 出 4	補 助 対 象 経 費	謝金	<用務: > 単価 * 人数	
		旅費	<用務: > 用務先: 運賃 * 人数	
		消耗品等購入費	<用途: > 品目: 単価 * 個数	
		印刷費	<用途: > 品目: 単価 * 枚数	
		郵便・運搬費	<用途: > 品目: 単価 * 個数	
		使用料・賃借料	<用途: > 品目: 単価 * 個数	
		小 計		
	そ の 他 の 経 費			
		小 計		
		合 計		

